

令和2年7月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和2年7月17日(金) 午前9時～10時15分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
6番	山下	恭生	7番	松下	良夫
8番	井上	賀博	9番	岡野	孝文
10番	村井	孝彦	11番	中村	康男(会長)
12番	藤本	俊彦	13番	宮本	賢一
14番	猪熊	幸雄	15番	國重	幸代
16番	穴吹	秀雄	17番	梶野	和幸
18番	大西	和男			

欠席委員

5番 吉田 宏明

傍聴推進委員

2番	茶本	恭弘	6番	中西	格
14番	濱崎	郷廣			

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	佐藤	由佳

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	5件	田 畑	4,140 m ² 1,957 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	6件	田 畑	593 m ² 3,219 m ²
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	31 m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	24件	田 畑	31,404 m ² 1,000 m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による 許可後の事業計画変更申請	1件	田 畑	m ² 3,229 m ²
第8号議案	坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議	1件		
第9号議案	「令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」 について			
第10号議案	農業委員の追加募集要領について			
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	8,261 m ² 531 m ²
合 計		42件	田 畑	44,429 m ² 9,936 m ²

令和2年7月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より7月の定例会を開催いたします。

まず最初にご紹介したいと思います。7月1日付人事異動に伴いまして、農業委員会事務局では書記の飯尾がかいご課に異動になりまして、代わりまして税務課から佐藤が参りました。よろしくお願ひいたします。

書記

挨拶

事務局長

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から追加議案の第10号議案まで 合計 40件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 4番 川田委員さんと6番 山下委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、18番 大西委員さん、1番 木下委員さん、3番 三木委員さんと私で、7月16日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,509 m²、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、知人への販売や自家消費を目的としています。

2番、・・・、面積 750 m²、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 737 m²、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積 2,653 m²、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

5番、・・・、面積 448㎡、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は柑橘類で、自家消費を目的としています。

本日の案件5件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件を議題に供しますが、6番については、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」と関連しておりますので、1番から5番までと6番を分けて審議を進めます。

それでは、1番から5番までを議題に供します。

なお、第3号議案の4番については現地調査を実施しておりますので 18番 大西委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

大西委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積 264㎡、【議案読み上げ】

さぬき浜街道の新川尻橋から北東へ約200mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、両親および祖父と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったので、実家の隣で祖父が所有する申請地に、住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま大西委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を

求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から5番までについてご説明いたします。

4番につきましては、先ほどの大西委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 277 m²、【議案読み上げ】

坂出市立南部保育所から東へ約150mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は、賃貸住宅に住んでおりますが手狭であるため、保育所や病院等も近く交通の便が良い場所で、住宅建築を計画したため。

農地の区分 都市計画により、用途が第二種中高層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 355 m²、【議案読み上げ】

坂出市立東部中学校から北へ約250mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 借り人は、賃貸住宅に住んでおりますが、子供が転校とならず生活環境の変化が少ない母親の所有地で、住宅建築を計画したため。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 455 m²、【議案読み上げ】

坂出市立松山小学校から南へ約500mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は、賃貸住宅に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、親の住居の近くで住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積 316 m²、【議案読み上げ】

JR鴨川駅から南西へ約200mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を進めており、申請地は、日当たり等の条件から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から5番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から5番の5件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番および関連する第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」を合わせて議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番および第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

まず、計画変更の方からご説明します。

7号議案1番、・・・、面積 3,229 m²、【議案読み上げ】

主要地方道高松善通寺線（33号線）に架かる綾川大橋から東へ約450m、国道11号線から南に約250mに位置。

転用目的 花崗土採取、進入路 用地

申請理由 借人は現在、土木建築工事の請負、設計、施工等を営む法人で、現在も本申請地について平成28年3月8日より一時転用により事業を行っているものです。

今般は、その事業区域の拡大を計画しており、周辺の山林・雑種地等の併せて利用する土地が48,353 m²となり、県と土地開発行為の協議も進めております。

また、事業区域の拡大により含まれる農地につきましては、5条許可申請が新たに出ております。

続きまして、5条の説明をします。

3号議案6番、・・・、面積 2,145 m²、【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 花崗土採取による農地造成

申請理由 現在、本申請地の周辺で花崗土採取を行っておりますが、盛土用の良質な花崗土の需要が高く、事業区域の拡大を計画したところ、貸し主との話がまとまったためです。花崗土の搬出先は、おもに坂出、高松方面の土地造成現場を予定しています。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 工事期間は、既に許可を受けている隣接地の期間と同じ、令和3年3月7日までを予定しています。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番および第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番につきまして原案どおり承認し、転用面積が2,000㎡以上ということで、7月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、1番 木下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

木下委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積31㎡、【議案読み上げ】

綾川に架かる新雲井橋から 南東に約300mに位置します。

申請理由 昭和46年以前より、隣接する農道を拡幅して利用しているためです。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま木下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

第4号議案「非農地証明願」については、さきほどの木下委員さんのご説明どおりです。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について

て、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」24件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」24件についてご説明いたします。今月は新規に農地の貸借をする案件が14件、更新が2件、再設定が8件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が3件となっております。

以上、農用地利用集積計画書24件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」24件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

8番から11番までの川津町の件は、賃借料が無償となっていますね。要件的に農機が入りにくいからですか。

事務局長

場所的に条件がいいところかどうかは把握しておりません。

梶野委員

不便なところで、お金を出してもいいから作ってほしいというならば別ですが、条件がよいところで、無償というのはお気の毒です。

事務局長

農地機構が間に入っていますので、水はけ等、野菜作に向いているところかどうか等適切に判断されていると思います。

三木委員

集積計画書の作付け作物が農地機構が借りるところは、水稲、露地野菜となっていますが、夏場は水稲を作るのですか。夏場は荒さないということですか。

事務局長

利用権設定の申請書には、水稲、露地野菜となっていますが、農地機構に確認します。

会長職務代理

他になにかありませんか。

委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」24件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が追加議案も含め3件出ております。

まず第8号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長

本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地からの除外申請が1件、坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を求められたものです。

計画変更の概要を議案の9ページに記載しており、10ページ以降が集計表等となっております。

申請地・・・面積 654㎡。【議案読み上げ】

今回の農用地からの除外ですが、11ページをお開きください。

現地は昔、店舗と居宅部分だったところですが、12ページに理由書を付けておりますが、申請地は昭和47年に建物の登記がされておまして、昭和48年の坂出市農業振興地域整備計画策定より以前から建物が建っていたので、錯誤により農用地区域に指定していたため、今回是正するものです。

特に問題はない案件と考えております。

以上で説明を終わります。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

三木委員

これは、無断転用ですか。

事務局次長

はい、無断転用です。農用地から除外された後、農地転用許可申請が出ます。

会長職務代理

他になにかありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外申請1件について、除外はやむを得ないものとして、坂出市に回答をすることと致します。

続いて、第9号議案 県に対する「令和3年度 農地等利用の最適化の推進に関する改善意見」について を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、第9号議案「令和3年度 農地等利用の最適化の推進に関する改善意見」について説明をさせていただきます。よく似た意見は集約させていただいております。

・我々の地域では平地の畑は耕作がなんとか維持されているように思われるが、近年特に傾斜地での果樹園の耕作放棄が目立つ。耕作放棄の原因としては農業従事者の高齢化及び果樹園経営に農業としての魅力が無いためである。野菜に比べ収入が少な

く採算も厳しい。少しでも解消するには小規模農家でも機械化をするための補助事業強化が望まれる。

・農業従事への意欲が、市内でも地域によって温度差がありひとつの壁になっている。担い手の育成・確保のため、国策として若者への農業従事への挑戦を促す施策が必要と思料する。

・担い手である農業法人・認定農業者等の現場作業における信頼に格差があり、貸し手側に戸惑いがみられる。貸し手側においても売却のために短期間で契約を途中解約する傾向があり、担い手側に戸惑いがある。集積・集約を基本に自信を持って貸付けの実行をし、作業実態や収穫成果を地元住民が目当たりでできる機会の創造を施策する必要がある。

・最も効率的で農地の伝承につながる集落営農の育成・確保対策の必要性を広報することが必要である。後継者が地域において一丸となった集落営農への取り組みが難しい。農機具の買い替え期が1つの節目でもあり、農機具の共同相互使用等の実現化のためには、相互使用の要領（一元管理できる集積場所・使用協定・補助制度等）が必要である。

・家族型水田営農の継続的維持が農地の保全と水路保全に合致し適している。よってこの水田営農維持のために1反当たり15,000円の復活と、農機具が壊れたらもう買い替えられないので農業を辞めるとい人が多いため、農機具の買い替えに補助金の支給創設を願いたい。

・狭い農道と水路が並行している箇所、水路を暗渠化すると共に農道を拡幅する計画を立てたが、「農地耕作条件改善事業」として実施するには、担い手への集積率80%以上との条件を満たせず取りやめとなった。しかし耕作条件改善に資する工事は、農家の耕作意欲向上や耕作放棄地解消のためにも重要と思われ、狭隘な農地の多い本県においてはきめ細かな対応ができるよう運用の改善をお願いしたい。

・草刈り負担の軽減に「農地維持管理省力化事業」の活用があるが、補助を受けるための要件に農振農用地区域内であること等の制約があって域外の者は利用できない。区域指定、規模（面積・受益戸数等）の緩和を願いたい。

・高齢化と離農による耕作放棄地が増加しているが、地域の状況から適性作物の選択が限定され、また農地の形態も狭小地が多いため、借り手探しが難しい。圃場の集積化、地盤改良等の圃場整備を行えるように関連部署の支援が望まれる。

以上が皆様方からのご意見の集約です。追加でご意見ございましたら、お願いします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第9号議案「令和3年度 農地等利用の最適化の推進に関する改善意見」について なにかご意見・ご質問ございませんか。

各委員

ありません。

会長職務代理

それでは第9号議案「令和3年度 農地等利用の最適化の推進に関する改善意見」については、ただいま意見交換した内容について、ご意見を事務局の方で取りまとめ、県農業会議に送付することといたします。

続いて、第10号議案「農業委員の追加募集要領」についてを議題に供します。事

務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、第10号議案「農業委員の追加募集要領」について説明をさせていただきます。

 (議案に基づき説明)

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第10号議案について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)

 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第10号議案「農業委員の追加募集要領」については事務局案を承認することとし、追加募集に向けた諸手続きを進めて行くことといたします。

 以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

國重委員 すいません、話を戻してしまうのですが、賃借料の件ですが、川津町では昔は無償が多かったのですが、その後色々あり、1反あたり1万円という単価がでてきました。

 所有者である貸し主と借り主の双方が納得しないと農地機構が話しを進めないと思うので、農業委員会から機構に1万円にしましょうと持ち掛けるのは、おかしいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局長 農業委員会からおかしいとは言えないです。賃借料は農地機構がまわりの状況を勘案しながら話し合いのなかで設定しているので、言えないです。

國重委員 それでは、農地機構に言わないでください。

梶野委員 貸した方からみると、自分の代はいいのですが、子や孫の代になって、農地を持っているとお金がかかるのでは、問題がでてくると思います。次の代のことも考えないと、長続きしないと思います。何がなんでも有償だと言っているわけではありませんが。

事務局長 地域によって、水利費や井手ざらえをどちらがするのか、地域の実情も踏まえながら、農業委員さんが調整していただいて、貸しても貸しやすく、借り手も借りやすい状況をつくっていただきたいと思います。

梶野委員 林田でも利用集積計画書に出るのは無償でも、土地改良の賦課金は借り手が払っているものもあります。

村井委員 事務局長が言っていることはよくわかるのですが、すべて中間管理機構に振ってし

まうのはよくないと思います。農業委員会がこういう考え方で賃借料を決めていただきたいという話し合いをし、方針を決めてほしいと思います。 ご検討いただきたい。

会長職務代理

農業委員会は農地を守るという使命があります。若い人が高い土地改良賦課金や固定資産税を負担に感じないように、考えていかないといけないですね。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1,912㎡、【議案読み上げ】

解約理由 農地所有適格法人の解散

備考 利用権 賃借権の解消

2番、・・・、面積3,474㎡、【議案読み上げ】

解約理由 農地所有適格法人の解散

備考 利用権 賃借権の解消

3番、・・・、面積1,938㎡、【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 賃借権の解消

4番、・・・、面積1468㎡、【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 賃借権の解消

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員

松下委員さん、1番2番は、解約した後、引き受け手はありそうですか。

松下委員

私方の農事組合法人は、目的がちょうど達成でき、目的どおりの年齢になりましたので、解散することになりました。

1番は、貸付人が定年退職したので耕作します。2番は、私個人が引き受けます。

会長職務代理

他になにかありませんか。

村井委員

3番の解約は、転用目的で解約しましたが、転用はできなくなりましたので、今後どうするかを模索中です。

会長職務代理

他になにかありませんか。

各委員 (委員による確認)
【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。

今回の定例会が、今任期最後の定例会となりますので、閉会に当たりまして、中村会長より一言お願いします。

会長 只今ありましたように、私たちの定例会最後になりますので、一言お礼を言わせていただきます。振り返りますと、早かったような気もしますが、みなさまにおかれましては3年間長い間、毎月の定例会での審査、日頃は遊休農地の発生防止と解消に向けてのパトロール、地元の農家からの相談の対応と農業委員会の役割に大変ご尽力いただきましたことに、敬意をもってお礼を申し上げたいと思います。

この度の改選に伴いまして、任期満了により退任される方、また引き続き再任される方がいらっしゃいますが、今後とも皆様それぞれの持ち場でご活躍をお願いいたしますとともに、益々ご健勝でお過ごしされるようにご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、お礼を申し上げます。ご協力3年間ありがとうございました。

会長職務代理 その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これをもちまして7月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時15分終了